

令和7年度 京都市役所環境マネジメントシステム 外部有識者会議 会議録

- 1 日 時：令和8年3月24日（火）午前10時～正午
- 2 場 所：京都市役所 本庁舎1階 環境政策局会議室
- 3 出席委員：花田会長、赤木委員、小寺委員、山田委員
- 4 議 題：(1) 令和7年度のKYOMSの取組について（報告）
(2) その他

<開 会>

環境政策局 環境企画部 環境保全創造担当部長 挨拶

事 務 局 <以下の資料について説明>

資料1 令和7年度のKYOMSの取組状況

資料2 令和6年度及び令和7年度（上半期）のKYOMS取組項目の結果

委 員 生成AIやChatGPTの使用に当たっては、市役所の外にあるデータセンターで電気や水を大量に消費している。生成AIを業務で使用しているならば、どれくらい使用しているかを把握したうえで、その分の電気及び水道使用量を計上する必要がある。これは、環境マネジメントシステムにおいて最も難しく、労力もコストもかかるため、すぐに対応できるとは考えてはいないが、非常に重要である。

事 務 局 資材調達などを含めて温室効果ガス排出量を把握するスコープ3の考え方と受け止めているが、市役所からの排出量の算定においてはスコープ3まで把握できていない。担当課にも確認し、検討していく。

委 員 AIの使い方の研修等の場において、AIの使用に伴い環境負荷がかかることも伝えるべきである。AIへの質問の仕方などで負荷が緩和されることにつながる。

委 員 世界的に電気使用量は増えていく見込みであり、kWを指標として把握し続けることは現実的には難しい。CO₂排出量を指標とすることが望ましいと思うが、排出係数の変動があることから、努力して使用量を削減してもCO₂排出量が増える場合があり、審査先の事業所から管理が難しいという声もある。一側面での評価には限界がある。

委 員 給水機の使用が増えると、水道使用量が増えることになるが、ペットボトルの廃棄量が減るなど、別の面でプラスになっていることも考えられる。そのプラス面が見えるように、計算の仕方や評価の仕方を工夫できればよいのではないか。

事 務 局 担当課からは、市役所や区役所等に設置した給水機の使用による水道使用量を個別に切り分けて把握することは難しいと聞いている。

委 員 ペーパーレス化としごとの仕方改革にはどのような関連があるのか。

事 務 局 令和7年12月にパソコンの外付けモニターを設置し、印刷する必要もなく2画面で資料を見比べることができるようになり、効率化された。

- 事務局 また、会議室に大型モニターを設置し、ペーパーレスで会議や研修ができるようになり、参加者へ配付する資料の準備時間がなくなり、効率化された。今後、外勤でも持ち出しやすいように、パソコンが小型化される予定である。
- 委員 ペーパーレス化は必要ではあるが、資料の確認不足や情報の記載が不十分など、問題が起こる可能性がある。ペーパーレス化を進めるのであれば、プラスとマイナスの両面を加味して適切な管理システムを構築し、評価する必要がある。
- 委員 行政は民間事業者と異なり、選挙などのイレギュラーなイベントがある。猛暑を含め、イレギュラーな変化をどのように把握し、区別するかが課題である。マネジメントのための設備投資をして、来庁者の使用量を把握し、切り分けて評価することはできないか。職員の努力の結果が明確になる方が、有効性の評価としては望ましい。
- 事務局 選挙で増えた分や来庁者が使用した分がどれくらいあるかを把握することは困難であるが、選挙事務の担当課などに確認し、検討していく。
- 事務局 <以下の資料について説明>
資料3 内部環境監査
資料4 令和7年度 局区等間監査の実施結果
- 委員 ごみの分別も部分消灯も誰もが実践できるよう、分かりやすく周知することが重要である。LEDであっても、部分消灯を行うほうがより望ましい。
- 委員 突発的な要因による不適合への対応が重要である。突発的であったことを言い訳にするのではなく、突発的な状況の中、各職員が少しでも改善に向けて努力したことを聞き取ることが大切。所属で突発的なことへの対策を考えて実践できる人材を育成するシステムが必要である。KYOMSは人材育成が可能な仕組みであると認識している。
- 委員 監査員は監査の対応をしている職員だけでなく、現場にいる職員にもヒアリングをした方がよい。
また、設備の点検は、法定点検だけでなく、自主点検の状況も確認した方がよい。設備不良は目標達成に影響を及ぼすことになる。
- 委員 監査の記録を見ると、適合性監査ばかりで、有効性監査が形骸化してきていると感じている。日常業務を客観的に見ることは難しい作業である。できているとされていることが、審査する立場から見ると、できていない、ということもある。局区等間監査は客観的な視点が入り、よい仕組みである。
今回、フロン製品の点検実施について不適合があったが、フロン使用製品の廃棄後も3年間の点検記録の保管が必要であり、適合性を確認する必要がある。要求事項の抜けや漏れがないよう、チェックリストのアップデートも必要である。
- 事務局 本市も課題があると認識している。チェックリストは毎年度、関係法令の担当課に照会し、確認方法を含めて見直しを行っている。今後も適切なシステムの運用のために適宜見直しをしていく。

<閉 会>